明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令の一部を改正する省令（**総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境五**）　一
○著作権法施行規則の一部を改正する省令（**文部科学**四六）　二
○文部科学省組織規則の一部を改正する省令（**同**四七）　三
○療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令（**厚生労働**一六三）　四
〔告　示〕
○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（**国家公安委**五六）　三
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（**同**五七）　四
○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件（**厚生労働**三五七）　四
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件（**同**三五八）　一六
○肥料の登録の有効期間を更新した件（**農林水産**一六三三）　一七
○輸入業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（**同**一六三四）　二〇
○肥料の登録が失効した件（**同**一六三五）　二三
○道路に関する件（**四国地方整備局**六五～六七）　二三
〔官庁報告〕
国家試験
令和三年司法試験合格者（司法試験委員会）　二六
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　二六
裁判所
破産、免責、再生関係　四六
特殊法人等
東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、農林漁業団体職員共済組合役員就任並びに退任関係　五六
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　六六
会社その他
会社決算公告　六六

省令

総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第五号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十三条第一項及び第十四条第一項の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月二十九日

総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令の一部を改正する省令

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令（平成二十九年総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（地域経済牽引事業計画の承認の申請） **第二条**　法第十三条第一項の規定により、地域経済牽引事業を行おうとする者が地域経済牽引事業計画の承認の申請をする場合には、様式第一による申請書を地域経済牽引事業を行おうとする促進区域を管轄する都道府県知事（当該地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含むときは、当該地方公共団体の区域を管轄する経済産業局長又は沖縄総合事務局長を経由して、主務大臣。次条第一項及び第四条第一項において同じ。）に提出しなければならない。ただし、当該地域経済牽引事業を行おうとする者が造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第十一条第一項の認定（同法第十二条第一項の規定による変更の認定を含	（地域経済牽引事業計画の承認の申請） **第二条**　法第十三条第一項の規定により、地域経済牽引事業を行おうとする者が地域経済牽引事業計画の承認の申請をする場合には、様式第一による申請書を地域経済牽引事業を行おうとする促進区域を管轄する都道府県知事（当該地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含むときは、当該地方公共団体の区域を管轄する経済産業局長又は沖縄総合事務局長を経由して、主務大臣。次条第一項及び第四条第一項において同じ。）に提出しなければならない。